

岩内地域における初等教育諸学校の成立と展開

市街地とその周辺地域における近代学校の盛衰の事例

山下直樹

新田和幸

前田賢次

(北海道大学公共政策大学院修士1年)(北海道教育大学岩見沢校助教授) (北海道教育大学岩見沢校助教授)

Rising and Foundation of Elementary Education Schools in Iwanai region Example of Modern School's Rising and Falling in urban area and the surrounding area

Naoki YAMASHITA, Kazuyuki NITTA and Kenji MAEDA

1 はじめに

1947年の「へき(僻)地教育振興法」制定によって、いわゆる「へき地校」が法的には出現した。とはいえ同法が規定する「通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程」はそれ以前にも存在している。このような視座に立つと本研究は「へき地」教育の前史と言えよう。

北海道においては、明治期から本格化する開拓入植と、近代学校制度の確立のダイナミクスの中で、初等教育の場としての諸学校が設置されていった。入植の拠点に寺子屋が創設され、近代の市街地形成とともに、学制の規定する近代初等教育の場としての地域の中心校が創設・充実されていく。

1874年に岩内に開設された「教育所」は、その後「御銚内学校」となって規模を拡大し、地域の中心的学校となる。1887年、御銚内学校は簡易科の学校となるが、一方で地域は、より「高等な」教育を施す私立小学校に期待をかけた。その後、御銚内学校は、教育課程の整備を経て岩内尋常高等小学校となり、児童の増加に伴う校舎の新築・増築を重ねた。岩内の小学校は比較的大規模な先進校であったが、それを支えたのは、学校の規模拡大とより「高等な」教育を求める、地域の人々であった。

今回、岩内町立岩内西小学校に島野尋常高等小学校、雷電尋常小学校の学校文書の所蔵が明らかになった。本稿ではこの資料の検証を通じ、対象時期を初等教育の整備・拡充期に限定し、御銚内小学校・雷電教育所・島野小学校・橋小学校の相関と盛衰を追うことにより、岩内という地域と初等教育諸学校の相関を検討する。ここで

の対象地域は1900年までは岩内郡内で一市街地を形成していた周辺とし、1900年の「北海道一級町村制」施行以降は「岩内町」とする。

先行研究として『岩内町史』¹は、教育に関する事件・事実を断片的に掲載している。谷内鴻の「資料紹介『私立岩内古宇同修学舎主 高橋常四郎文書』²は、明治20年代の岩内の私立小学校に関する史料を紹介している。また、井上高聡は既往の近代北海道教育史研究が、史料誤読などの不備と、踏み込んだ政策意図や制度の内容分析の不在と実証性に乏しいこと、中央の政策と地域動向を相関させた地域教育制度の特殊性を説明する視座を批判する³。このような傾向は、岩内史研究にも当てはまる。いずれにせよ、先行研究では岩内地域での近代学校成立の過程は市街地の中心校の生成に限定されている。中央および北海道の教育政策・制度の中で地域教育史の「実証的」検討を通じた位置づけが、今後の課題となる。

2 「教育所」の設立

(1) 開拓使札幌本庁の初等教育政策

開拓使札幌本庁は、1872年の「学制」発布後、札幌に札幌学校を開設し⁴、札幌市街周辺の村落へ「奨学告諭」を布達する⁵など、まず札幌圏で初等教育政策を展開した。一方で、札幌圏以外の札幌本庁管轄郡には、1873年に、郡内に存在する郷学、郷校を「教育所」という名称へ改めるという政策をとった⁶。1874年以降、札幌本庁は札幌学校を雨竜学校～第一学校～第一小学校へと改編してゆく。1876年には管内の教師を第一学校に集めて授業法の伝習を行ない⁷、「第一小学校則」を定めて管内の各校の基準とした⁸。一方で、札幌本庁は、1877年6月

に管内の「教育所」のうち17所を「学校」へと改称し(表1を参照), 7月には「学校維持概則」を定め, 「分校」を「必本校ノ教則ニ従フ者」とし, 「教育所」を「分校ノ稍次ナル者ニシテ教場ノ体裁未タ全ク備ハラサル者」とし, 「分校教育所ハ永久之ヲ唱ルニ非ス」と規定した⁹(つまり, 「分校」, 「教育所」は体裁を備えて「学校」に改正してゆくべきものであった)。このように, 札幌本庁は, まずモデルとしての第一小学校を急速に整備させ, 次いで, 初等教育機関を「学校」, 「分校」, 「教育所」に差別化した(校数の変遷は表2を参照)。

1890年, 札幌本庁は「小学教則」と「変則小学教則」を制定した¹⁰。「変則小学教則」は, 「小学教則」よりも修業年限が短く, 「日用切近ノ学科」を教授し, 「父兄ノ營業ヲ助ケ永ク学問ニ従事スル能ハサル者ノ為」に設けられた課程であった。札幌本庁は, 「小学教則」を比較的开拓が進んだ地域にある大規模校に適用し, 「変則小学教則」を開拓途上の地域にある小規模校に適用した(表3を参照)。このように札幌本庁は, 「学校」, 「分校」, 「教育所」という差別だけではなく, 教育課程においても「小学教則」と「変則小学教則」という差別を用意した。(管内各校のうち, 「学校」であり, かつ「小学教則」適用であったのは, 表3からわかるように, 札幌郡, 石狩郡, 小樽郡, 岩内郡, 余市郡, 有珠郡にある10校のみであった)。

表1 「学校」(「分校」を含む)へ改称した17教育所

改称前	改称後
小樽教育所	量徳学校
張碓教育所	量徳学校張碓分校
朝里村教育所	量徳学校朝里分校
高島教育所	量徳学校手宮分校
祝津村教育所	量徳学校祝津分校
塩谷村教育所	量徳学校塩谷分校
忍路村教育所	量徳学校忍路分校
岩内教育所	御鉾内学校
古宇教育所	御鉾内学校神恵内分校
盃村教育所	御鉾内学校盃分校
余市教育所	沢町学校
古平教育所	浜中学校
美国教育所	浜中学校小泊分校
有珠教育所	紋別学校
室蘭教育所	常磐学校
静内教育所	目名学校
沙流教育所	目名学校佐瑠太分校

(『開拓使学務局沿革』より作成。)

表2 「学校」(「分校」を含む), 「教育所」の校数の変遷

	官立		公立		私立	
	学校	教育所	学校	教育所	学校	教育所
1875年	1	5	0	5	0	15
1876年	1	11	0	11	0	0
1877年	0	0	19	18	0	0
1878年	0	0	27	17	1	0
1879年	0	0	31	15	1	0
1880年	0	0	38	11	1	0
1881年	0	0	45	13	6	0
1882年	0	0	54	10	5	0

(『開拓使事業報告』第4編より作成。)

表3 「小学教則」, 「変則小学教則」適用の学校, 教育所「小学教則」適用

国	郡	小学校
石狩国	札幌郡	第一, 札幌, 山鼻, 琴似
	石狩郡	石狩, 当別
後志国	小樽郡	量徳
	岩内郡	御鉾内
	余市郡	沢町
胆振国	有珠郡	紋別

「変則小学教則」適用

国	郡	小学校	分校	教育所
石狩国	札幌郡			丘珠, 対雁, 月寒, 円山, 上手稲, 白石, 苗穂, 篠路
		石狩郡		生振
		厚田郡		厚田, 古潭
		浜益郡	茂生	
天塩国	増毛郡			増毛
後志国	小樽郡		熊碓, 張碓, 浅里, 銭函	
		高島郡	手宮, 祝津	
	忍路郡	塩谷, 忍路		
	余市郡	黒川		
	古平郡	浜中	来岸	
	美国郡		小泊	
	古宇郡		神恵内, 盃	泊
	岩内郡			野束
	胆振国	室蘭郡	常磐	
		勇払郡		
日高国	沙流郡	高静	佐瑠太	
	浦河郡	浦河		
	幌泉郡	幌泉		

(『開拓使事業報告附録 布令類聚』下編より作成。)

(2) 岩内における「教育所」の開設とその変容

1869年、開拓使は蝦夷地を北海道と改称し、11カ国・86郡を置いた。これにより、岩内郡の名称が確定する。

1874年、開拓使岩内出張所は、岩内郡三島町の寺院内に十畳程の一間を借りて「教育所」を開設した¹¹。教師は2名、生徒数は26名であり、「教師月給併諸雑費等」には全て「民費」を充てていた。この時点では非常に小規模な一教育所に過ぎなかった¹²。

1877年、開拓使札幌本庁は、管内の「教育所」のうち17所を「学校」へと改称したが、これにより岩内の「教育所」は「御銚内学校」へと改称し、2つの分校を従えた(表1を参照)。さらに1880年、札幌本庁は「小学教則」「変則小学教則」を布達したが、御銚内学校には「小学教則」が適用された(表3を参照)。生徒数は、1878年には127名、1881年には214名へと急激に増加している(表4を参照)。

1880年には、御銚内学校は「醸金」(寄付金)により、洋風二階建ての校舎を新築した¹³。洋風校舎が建築された学校は、他に小樽・余市・古平など日本海沿岸の鯨漁、商業の中心地にある大規模校に限られた¹⁴。

このように、岩内の「教育所」は御銚内学校への変遷とともに急速に規模を拡大し、地域の中心的大規模校となった。御銚内学校は「学校」であり、かつ「小学教則」適用であり、札幌本庁の差別的な教育政策(学校種別における「学校」「分校」「教育所」の差別、教育課程における「小学教則」「変則小学教則」の差別)の中で「最上位」に位置づいていた。そして、この学校の運営や校舎の建築を支えていたのは、地域の人々による「民費」「醸金」であった。

表4 御銚内学校の教員数、生徒数の変遷

	教員数	男子生徒数	女子生徒数	合計生徒数
1875年(明8)	2名	28名	0名	28名
1876年(明9)	1名	28名	7名	35名
1877年(明10)	1名	48名	18名	66名
1878年(明11)	3名	90名	37名	127名
1879年(明12)	4名	78名	38名	116名
1880年(明13)	2名	119名	48名	167名
1881年(明14)	4名	144名	70名	214名
1882年(明15)	4名	144名	70名	214名

(『開拓使事業報告』第4編より作成。)

3 小学簡易科の設置と私立小学校の設立

1887年、御銚内小学校に小学簡易科が設置された。ここでは、そのことの意味を検討するにあたり、全国および北海道の簡易科の制度実態をも検討する。

(1) 文部省の小学簡易科政策とその実態

1886年、文部省は「小学校令」を制定し、小学校の課程の基本を高等小学科と尋常小学科(以下、高等科、尋常科と略す)の2階梯とし、一方、土地の状況によって小学簡易科(以下、簡易科と略す)を設置できると規定した。簡易科は、尋常科・高等科と比べて、修業年限、学科、授業時間等が少なく、文字通り「簡易」な課程であった。また、尋常科・高等科は授業料などの私費による維持が原則であったが、簡易科は区町村費などの公費による維持が原則であった¹⁵。このように、文部省は、中・上階層の民衆には尋常科・高等科を、貧民大衆には簡易科を用意するという小学校の階層的編成を計画した。

国力の向上には就学率の向上が必要不可欠であるとした文部大臣森有礼は、簡易科を就学率向上を担うものと位置づけ、尋常科・高等科よりも重視した¹⁶。

しかし、簡易科が最も多かった1889年においても、小学校総数の45%、生徒総数の26%程度にとどまった¹⁷。また、多数の簡易科を設置した県と比べて、簡易科が設置されなかった県の方が就学率が高い場合もあり¹⁸、簡易科の設置により就学率を向上させようとした森と文部当局の意図は不振に終わった。

文部省の簡易科政策は、子どもの就学が可能な民衆からは、折角就学させるからには少なくとも「尋常」な、できれば「高等」な教育をという要求によって阻まれることになったのである。

(2) 北海道庁の小学簡易科政策

1887年、北海道庁は「小学校令」の制定を受け、道内の小学校の等価を指定した。これにより、高等科・尋常科併置校、および尋常科のみの小学校は、都市地域にある10校だけとなり¹⁹、それ以外の約250校は全て簡易科のみの小学校となった。こうした簡易科の徹底は、全国的に見て非常に特異なものであった。

北海道庁長官岩村通俊は簡易科を徹底した理由に、第1に、学校教育が高尚に過ぎており、殖民地の教育に適当でないこと、第2に、教育費が町村費の6、7割を占め、町村費を圧迫しており、新開の殖民地においては、人民は全力を殖産興業へ向けなければならないことを挙げ、開拓途上にある北海道の地域性を強調した²⁰。簡易科も土地の状況により授業料徴収制としており、北海道における簡易科の徹底は、開拓途上であるがゆえに貧弱な町村財政の逼迫を緩和することを主たる目的としていた。

しかし、この簡易科徹底策は、地方によってはかなりの不満をよび起こした。『北海道庁学事年報』はこれについて「往々指定ノ等位ニ甘ンゼズ江差、小樽、根室ハ高等科ヲ併置センコトヲ請求(中略)簡易科小学校ニ於テモ尋常科トナサン事ヲ望ムモノ」の多いことを指摘し、

また、この時期には私立小学校の設立が増加しているが、その理由として「村内公立小学校ノ簡易科ナルニ甘ンゼズ、有力者ト公立小学校教員トノ協議」によって設立されたもののあることを指摘している。私立小学校は1886年に13校のみであったのに、1891年には74校へと増加していた。市町村立と私立とで比べると、尋常科は1887年以降一貫して私立のほうが多く、尋常科・高等科併置校は1892年には私立のほうが多い（表5を参照）。このように、比較的開拓の進んだ地域では、北海道庁の簡易科徹底策への対応として、より「高等な」教育を施す私立小学校が多く設立されたのである。

1891年、北海道庁は高等小学校の設立を奨励することとした²¹が、これは大きな方針転換であり、これにより「簡易」な公立小学校に対する、地域の不満のはけ口であった私立小学校はその存在意義を失い、以後漸減していった。

表5 簡易科、尋常科、尋常科・高等科併置校の校数の変遷

	小学簡易科		尋常小学校		尋常高等科併置	
	市町村立	私立	市町村立	私立	市町村立	私立
1886年	0	0	261	13	10	0
1887年	252	8	7	17	4	2
1888年	254	16	13	17	9	3
1889年	264	19	19	24	9	9
1890年	276	20	21	31	12	11
1891年	275	19	30	37	17	18

（北海道立教育研究所編『北海道教育史』総括編より作成。）

(3) 小学簡易科の設置と私立小学校の設立

1887年、北海道庁による簡易科の徹底により、御銚内小学校は簡易科の小学校となった²²。一方、1887年～1888年、岩内郡橋町に「岩内私学校」が開設されたが、1891年、校主高橋常四郎は岩内私学校を「岩内古宇同修学舎」へ改編した。改編内容を挙げると、第1に岩内郡だけでなく古宇郡からも生徒を募集した。第2に、授業料は場合によっては半額・無料、物品への変更も許可し、生徒の家庭の経済状況に配慮した。第3に、尋常科および簡易科の併置校であることを原則としつつも、高等科をも視野に入れた教育を行なうとした²³。

高橋は改編に伴う校舎新築のための寄附金周旋を、岩内郡、古宇郡の有力者に委ねた²⁴。また、校舎完成後の開校式には岩内古宇郡役所長や地域の有力者がこぞって臨席するなど²⁵、この改編は、地域の有力者層、富裕層にとって、非常に期待の高いものであった（しかし、生徒数20～40名程度のごく小規模のまま推移し、1896年、校主高橋の死亡により、閉舎した）。

この私立小学校の設立も、北海道庁の簡易科徹底策への対応だったのだろうか。それを直接示す史料を見ることはなかった。しかし、それまで地域の中心校として存在していた御銚内学校に簡易科が設置されたこと、あるいは、北海道庁によって岩内が「簡易科で足るべき地域」と見なされていながら、その地域に高等科の教授をも施す私立小学校が設立されたことを考慮すれば、この私立小学校もまた、岩内の人々が簡易科徹底策に反発した結果だったとも考えることができる。

4 尋常科・高等科と女子小学校の設立

(1) 尋常科・高等科の設置と寄附金による増築

1889年、御銚内小学校は簡易科を廃止して尋常科を設置、1891年には高等科を併置し、御銚内尋常高等小学校となった²⁶（1894年には岩内尋常高等小学校へと改称）。1893年には生徒の増加に伴って、校舎の増築が必要となり、岩内の有力者たちは寄附を募った。「御銚内小学校改築寄附帳趣意書」²⁷によれば、あくまでも「町費」を使用することは避け、「寄附金」により費用を賄おうとしたことがわかる。1894年に全て寄附金により増築は完了した。このように、岩内の有力者たちの主導で、「寄附金」による校舎の増築が進められた。

(2) 町制の施行と女子小学校の設立

1900年、「北海道一級町村制」の施行により、「岩内町」が発足した²⁸。それに伴い、第一回岩内町議会が開かれたが、その中では小学校新築の案件も議決した²⁹。これにより、岩内町は1901年に新校舎（分校）を完成させ、岩内尋常高等小学校から女子の一部を移し、岩内女子尋常高等小学校とした³⁰。1904年、岩内町は、さらに生徒の増加が進み校舎が狭隘となった岩内尋常高等小学校（男子校）の校舎と、それより大きく、教室数も多い岩内女子尋常高等小学校（女子校）の校舎を交換した。

町制が施行されて以降、校舎の増築・新築は、「岩内町」の事業として展開することとなった。それは、これまで校舎の新築・増築が、一部の有力者・富裕者によって主唱され、その費用も彼らの寄附金によって賄われていた状況から、「町」の住民全体の教育問題・財政問題として扱われる状況へと変化させた。（山下）

5 周辺地域の諸学校の設立と統廃合

(1) 島野尋常高等小学校の設立

同校の沿革史によれば、1872年に「岩手縣人權治氏野東村寺子屋ヲ開キ子弟十二三人ヲ集メ之ガ教養ノ任ニ當タル」³¹とする記述がある。さらに1874年12月から野東

(島野)教育所が置かれ、「児童約五十名ヲ収容シ皇漢学ヲ教授」³²したという。

やがて1875年12月には「開拓使ノ教則ニヨリ初等・中等・高等ノ三科ヲ置キ」³³という編成形態がとられた。

しかし、島野地域の教育所は1880年5月、御銚内小学校島野(野束)分校に改変された。翌81年4月には、独立するものの実態は野束小学校へと引き継がれる。

やがて1890年4月には修業年限3年の「簡易科」と「補

表6 「沿革」と「編成」の概要

	記載時の名称	設置科	修業年限	学級数	科目等	
1978. 1	野束教育所	初等	3			
		中等	3			
		高等	2			
	御銚内小学校島野(野束)分校					
	野束小学校					
1890. 4	野束簡易(小)学校	簡易科	3	1		
		補習科				
1892. 6	島野小学校	初等科	4	2		
1895. 4	島野尋常小学校	尋常科	4	3	二年以上二実業(手工農業), 女子3年以上二裁縫	
1898. 8				3		
1899.12					二年以上ノ実業及裁縫ヲ廃ス	
1900. 6					三, 四学年ニ唱歌科ヲ加設ス	
1901. 4				4	唱歌科八各級一般ニ, 裁縫八三学年以上ノ女子ニ加設ス	
1903. 4	島野尋常高等小学校	高等科	2	5		
1904. 5		高等科	4	6		
1905. 4. 1					高等科ノ実業科ヲ改メ農業科ヲ実施ス	
1908. 4. 1		尋常科	6	6	但シ尋常一学年及全二学年八二部教授ヲナス(8/23迄)	
		高等科		2	1	
1912. 8.26					5	
					1	
1913. 6.28					6	
1918. 4.18					7	
10.11					6	
1922. 4. 1					7	
1936. 4. 2						岩内郡雷電尋常小学校ヲ併合ス 尚同校ノ児童数僅少ノ為, 本校学級編成ニ影響ナシ
1941.10. 4		島野国民学校			8	四日ヨリ高等科第一, 二学年ノ複式ヲ分離
1947. 4. 1	村立島野小学校	小学校		6		
		中学校		2		
1948. 4. 1		小学校		6		
		小学校		6		
1952. 4. 1		小学校		7		
1958. 4. 1	町立島野小学校	中学校		7	島野中学校と岩内第二中学校の併合	
1964. 4. 1		小学校		9		
1966. 8.22		小学校		10		
1967. 4. 1		小学校		11		
1970		小学校		10	一年, 五年各一学級, 他は二学級	

(島野尋常高等小学校編, 「我が校の沿革」の「編成」, 『学校沿革史』, 年不詳より再構成して作成。)

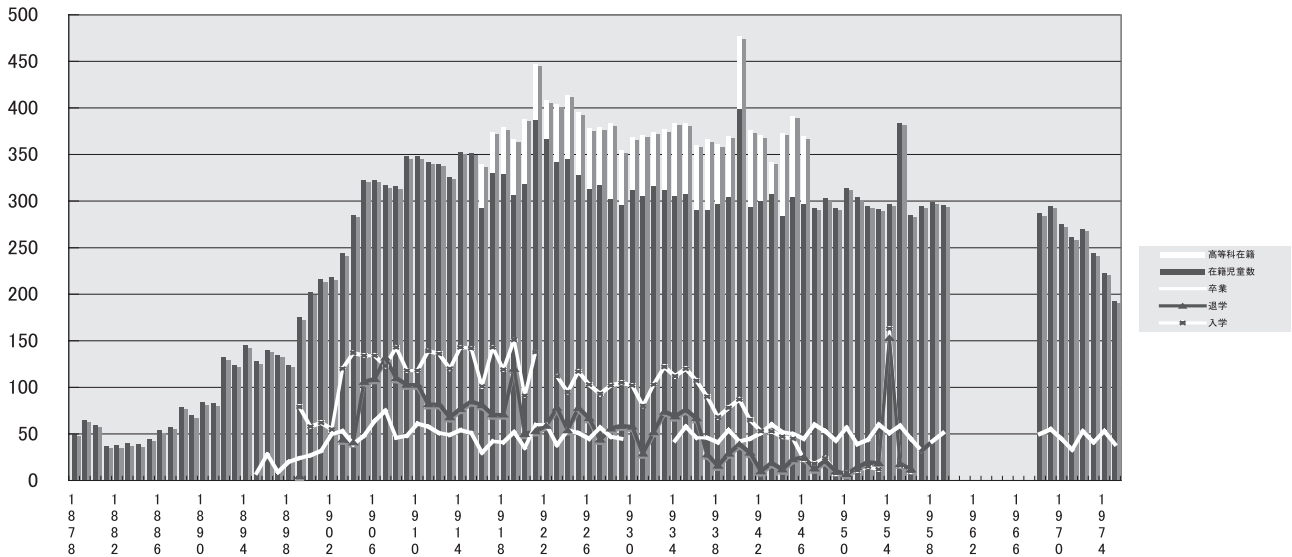
習科」を備え、野束簡易（小）学校と名称を変える。前年度に中心地にある御銚内が尋常小学校になったことを考え合わせれば、簡易小の機能を移動したことになる。しかし1892年には島野小学校と改称し就業年限4年、学級数は2に、翌93年には同規模でありながら島野尋常小学校と名称を変える。

以後、児童数の増加とともに学級数を増しながら、戦後に至るまで岩内町の一地域を担う初等教育学校となっていく。表6は、同校沿革史の「設置」と「編成」³⁴からその概要を整理したものである。また同様に「四児童」³⁵の児童数の変遷を整理したものが表7である。

同校の校名は野束、島野の両呼称が様々な記録に交錯して現れている。御銚内尋常高等小学校の成立過程に見

たように、地域の初等教育機関充実への要求は、地域の中のさらに狭い地域の歴史を体現するという相克の結果として島野、野束の名称の混乱に端的に表れているのではない。同時に、御銚内・島野の簡易小から尋常小への展開過程をふまつつ島野での経緯を問い返すと、そこには、周辺校が中心校の補完的役割を果たすという構図が見取れよう。これによって島野地域の教育要求が高まり、地域の学校の充実が図られていく。つまり、国、道と地域においては、中心校と周辺校のダイナミクスは、地域に中心校と周辺校という明示的な重層構造を基礎にしながら、地域住民の要求をバネにして初等教育の充実・拡充を図る構造をつくりあげていく構図を見ることはできないだろうか。

表7 島野尋常小学校の児童数の変化



(島野尋常高等小学校編、「我が校の沿革」の「四児童」、『学校沿革史』、年不詳より再構成して作成。)

(2) 雷電尋常小学校の成立と併合

雷電周辺の敷島内に寺子屋の存在が確認できるのは慶応年間であり、同校沿革史には「青森縣人今庄藏氏敷島内寺子屋ヲ開始シ十二三人ノ子弟ヲ教養セリ」³⁶とされている。1900年9月24日、雷電簡易教育所が設置されるが前述の寺子屋との相関は不明である。

この年7月、「北海道一級町村制」により岩内町が発足、女子小の前身となる岩内尋常高等小学校分校（尋3以上の女子を移動）が設置された年でもある。

沿革史には1902年11月6日「全課程ヲ簡易科トシ単級編成ニシテ修業年限ヲ四年トス」³⁷の記述がある。創設時の実態は定かではないが、「教員」一名体制³⁸が1904年の雷電教育所設置まで続く。(表8 雷電の教員組織・参照。)

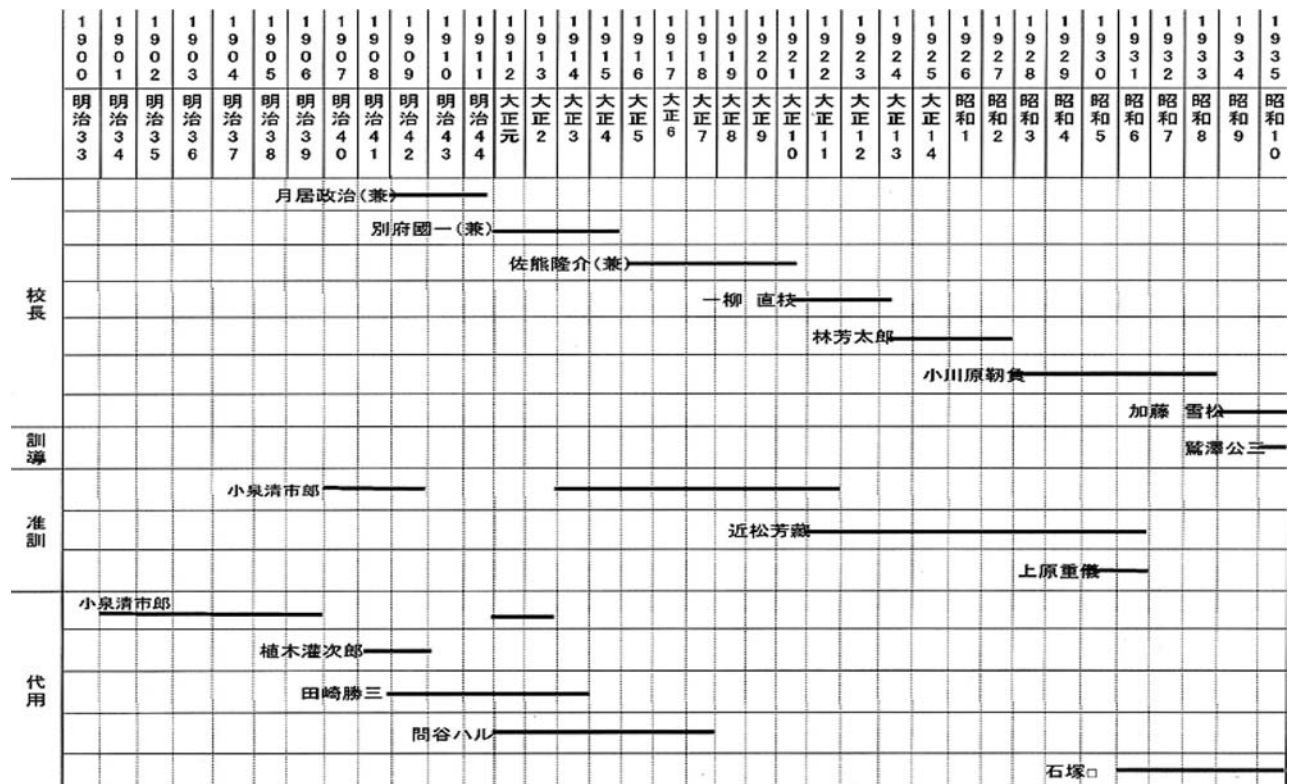
教育所への改変によって「全学科目中唱歌、図画、両

科目ヲ廃セラレソノ時数ヲ算術、国語ノ両科ニ加フル」³⁹とされた。やがて1917年4月からは、雷電尋常小学校となるが、複式編成の小規模校として定着するものの、児童数の減少⁴⁰により(表9 雷電の在籍児童数の変化・参照)、1936年4月から島野尋常高等学校に併合されることとなる。

(3) 橘尋常小学校の成立と休校

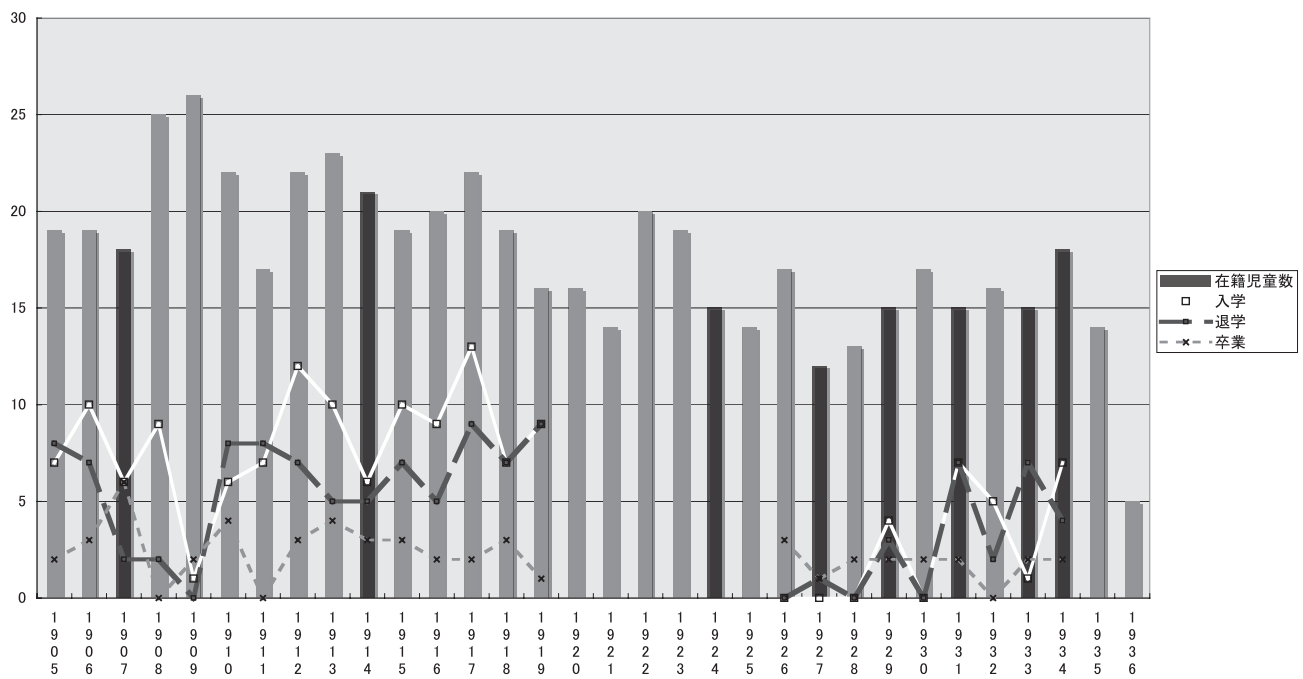
岩内尋常高等小学校と岩内女子尋常高等小学校の規模が拡大する中で、1908年2月12日、橘尋常小学校が市街地に設置される。創設にあたり前述の二校から男女児童をそれぞれ受け入れたという。橘小については資料が散逸しており、実態については『岩内町史』によるのみである。そこでは「当時町勢著しく、男女両小学校共生徒数が激増した」⁴¹とあり、設立当初は7学級(1912年の

表8 雷電の教員組織



(雷電小学校編,「職員」,『雷電小学校関係綴』,年不詳,『北海道教育雑誌』より再構成して作成。)

表9 雷電の在籍児童数



(雷電小学校編,「卒業修業且證書台帳 雷電簡易教育所 明治三十五年三月ヨリ四十二年三月」,『雷電小学校関係綴』,年不詳より再構成して作成。)

内訳では1～3年は共学単級，4年は男女別の2学級，5・6年は複式男女別の2学級編成⁴²であったという。1914年7月，「町財政」⁴³事情により廃校となり児童は岩内尋常高等小学校と岩内女子尋常高等小学校に吸収された。（前田）

表10 橋尋常小学校の教員組織⁴⁴

	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914
	明治41	明治42	明治43	明治44	大正元	大正2	大正3
校長	石黒兼三						
				宮川武彦			
訓導	村上康						
	磯入基						
	川島静						
				木下基			
准訓					村上静		
	佐々木イヅヨ						
	田中テル						
			井野吾亮				
			道沢チヨ				
				神保倫一			
			本多釜次郎				
代用			高島米蔵(休職)				
	菊池卯八						
	安川慶助						
				三宅幸右衛門			
			西田乙五郎				

(『北海道教育雑誌』より再構成して作成。)

6 おわりに

1872年に岩内に開設した「教育所」は，御銚内学校への変遷とともに急速に規模を拡大し，地域の中心的大規模校となった。開拓使札幌本庁は，学校種別を「学校」，「分校」，「教育所」に，教育課程を「小学教則」，「変則小学教則」に差別する初等教育政策を展開した。御銚内学校は「学校」であり，かつ「小学教則」適用であり，その「最上位」に位置づいた。その学校の運営や校舎の建築を支えたのは，地域による「民費」，「醸金」であった。

1887年に御銚内学校は簡易科の学校となった。全国的な動向を見ると，文部省の簡易科政策は，より「高等な」教育を民衆が望んだことにより，失敗に終わった。北海道では簡易科が徹底されたが，比較的開拓の進んだ地域はそれに反発し，私立小学校を設立した。岩内の私立小学

校（岩内古宇同修学舎）も，御銚内学校に簡易科が適用されたことを不満とし，より「高等な」教育を求めた地域の人々の所産であったと考えられる。

御銚内学校は尋常科，高等科を設置し，1894年には岩内尋常高等小学校となった。児童の増加に伴い校舎の新築・増築を重ねたが，それは地域の有力者たちの主導によった。しかし，1900年の町制施行以後は，校舎の問題は「岩内町」の事業として展開する。初等教育の拡充期において，岩内の小学校（「教育所」～御銚内学校～岩内尋常高等小学校）は，比較的大規模な先進校であり，それを支えたのは，学校規模の拡大やより「高等」な教育を望む，地域の人々，とりわけ地域の有力者であった。

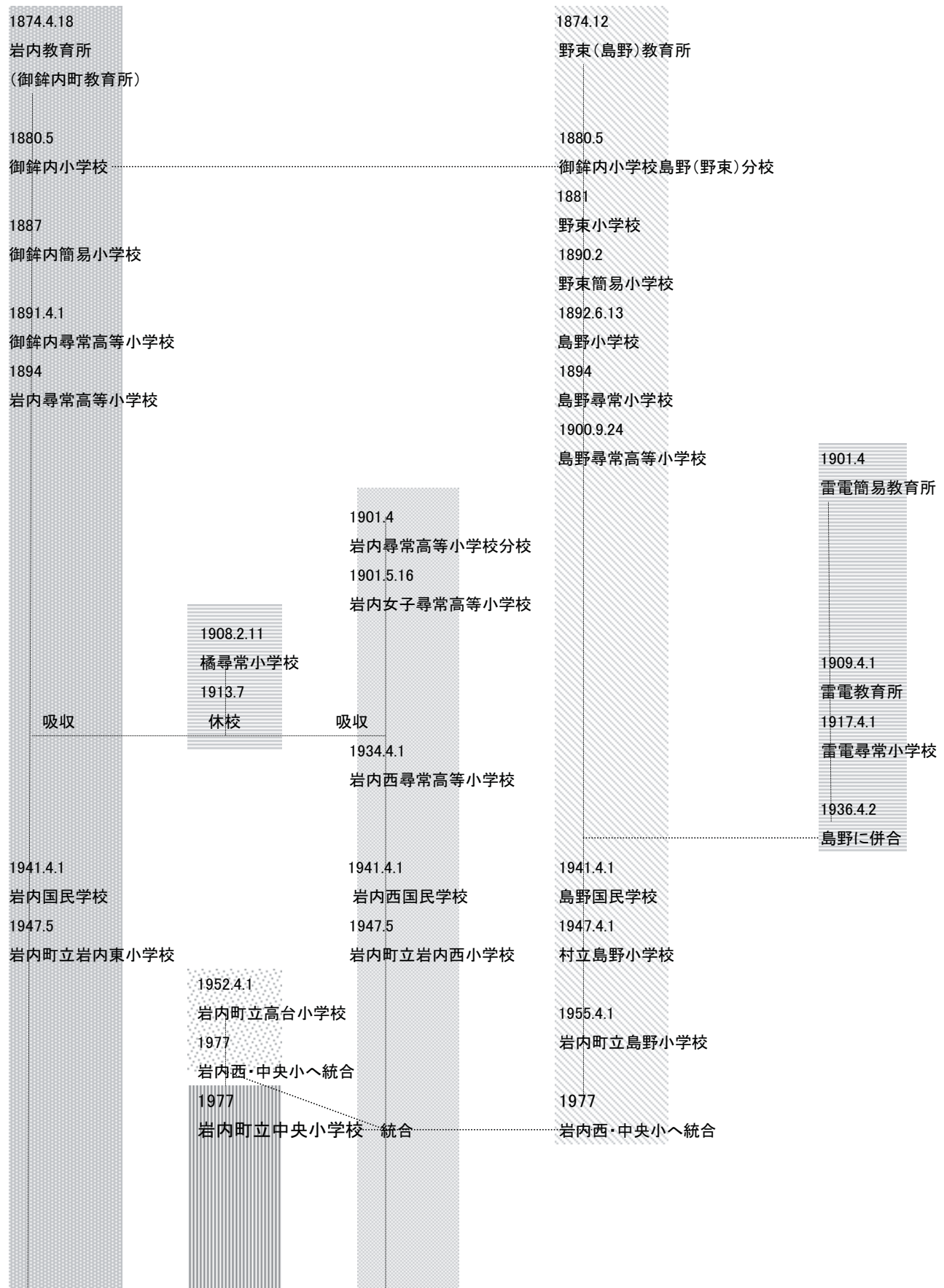
しかし，岩内・島野の尋常高等小学校の成立過程で確認したように，中心校の補完的役割を果たす周辺校という重層構造は，結果として明示的な関係を生み出した。この再生産として雷電尋常小学校はさらに島野の二次的補完機関に位置づいていく。中心校が周辺に近代学校を設置する契機をもたらしながら，一方でその調整弁の役割を付与する同心円が形成されていった。

本稿では割愛したが，岩内尋常高等小学校（女子も同様），島野尋常高等小学校，雷電尋常小学校の教員配置を眺めると後者になるほど，本科正教員としての訓導の比率が低く，準訓導，代用教員の比率が高くなる。財政規模の問題が背後にあるが，中心校が教育的質の側面でも周辺校を支え，あるいは規定していた側面もうかがえる。

明治四十年代以降，岩内地域の初等教育拡充と膨張は収束に向う。橋尋常小学校の休校（廃校）は，明治四十年から始まり，大正五年に再会されたものの失敗に終わったとされる道庁開発事業としての岩内漁港修築工事と，結果としての環境変化がもたらした漁業の不振，明治二十～四十年代に最盛を極め，以後衰退する鯨漁や，大正三年の全道規模での大冷害などが背景にあると考えられる。

収束に向う岩内の産業構造と労働人口移動と学校統廃合との相関，初等教育の拡充とその後の中等教育拡充によって，上級学校卒業者の都市流出を招く側面も否めない。つまり教育を受けた人材が地域発展を導くことを期待したが，結果としての学校が果たした機能との矛盾の過程を検討することが，次なる課題である。

岩内町の初等教育学校系統図



引用文献

- 1 佐藤弥十郎『岩内町史』, 岩内町役場, 1966年。
- 2 谷内鴻「資料紹介『私立岩宇同修学舎 高橋常四郎文書』」(國學院大学『國學院大学紀要 第十七巻』, 國學院大学, 1999)。
- 3 井上高聡「開拓使による官立学校の設立」(『北海道大学教育学部紀要』第74号, 1997)を参照。井上はこの論文において, 開拓使の太政官制上の位置が文部省と同等であったことを指摘しつつ, 開拓使と文部省との間に教育政策上の対立があったことを, 公文書を用いて実証的に明らかにしている。
- 4 大蔵省『開拓使事業報告』第4編, 1885年, p.402。
- 5 北海道立教育研究所編『北海道教育史』全道編1, 北海道立教育研究所, 1955年, p.143。
- 6 1873年9月, 札幌本庁は, 管内の郡を所轄する出先の各出張所に対して「各出張所々轄郡下ニ於テ是迄読書手習所等ヲ置郷学或ハ郷校ト唱来候処(中略)郷学ノ称号ヲ廢シ更ニ教育所ト可相称候此段相達候也」と布達している(『開拓使布令録 明治六年』, 9月29日達)。なお, 『開拓使布令録 明治六年』は, 札幌本庁管内の出張所として石狩, 厚田, 浜益, 小樽, 余市, 古平, 積丹(2月5日, 古平へ合併), 古宇, 岩内, 千歳, 勇払, 白老, 幌別, 室蘭, 有珠, 虻田の16出張所と岩内石炭山詰所を記録している。
- 7 開拓使学務課『開拓使学務局沿革』(発行年不明), p.6~7。
- 8 前掲『開拓使事業報告』第4編, p.403。
- 9 「学校維持概則」第4条は「分校ハ必本校ノ教則ニ従フ者トス」, 第5条は「教育所ハ分校ノ稍次ナル者ニシテ教場ノ体裁未タ全ク備ハラサル者」, 第7条は「分校教育所ハ永久之ヲ唱ルニ非ス」と規定している。大蔵省『開拓使事業報告附録 布令類聚』下編, 1885年, p.34~37。
- 10 大蔵省『開拓使事業報告附録 布令類聚』下編, 1885年, p.37~71。
- 11 『岩内町史』, 同上, p.187。
- 12 樋口忠次郎「開拓使時代に於ける後志教育考」(2), 後志教育会『後志教育』第5号, 1934年, p.30~31。
- 13 『岩内町史』, p.218~219。
- 14 谷内鴻「北海道開拓期に於ける学校教育の問題」(財団法人学校教育研究所『学校教育研究所年報』35, 1991年)を参照。
- 15 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第3巻, 教育資料調査会, 1938年を参照。
- 16 森有礼は「緊要ナルハ小学簡易科ナリ尋常小学校高等小学校尋常中学校イツレモ緊要ナリト雖トモ之ヲ簡易科ニ比スレハ普通教育学政上之ヲ輕キモノト認メサルヲ得ス」(国立教育研究所『日本近代教育百年史』第4巻, 学校教育2, 教育研究振興会, 1974年, 102ページ)と述べている。
- 17 同上書, p.103~104。
- 18 多数の簡易科を設置した新潟県と比べると, 簡易科が1校も設置されなかった埼玉・茨城県の方が就学率は高かった。文部省視学官の報告でも, 「小学校ハ多ク簡易科ヲ置キ之ヲ奨励スルヲ以テ他地方ニ比スレハ体裁稍々整ヒ就学生ハ全国ノ中数以上ニアリ」という富山県の例があった一方, 「小学校ハ簡易科ノ設置甚タ少ナシト雖モ児童就学ノ比例ハ全国内ノ中等以上ニアリ」という愛知県の例もあった(国立教育研究所『日本近代教育百年史』第4巻参照)。
- 19 高等小学科・尋常小学科併置校は札幌・創成学校, 函館・弥生小学校, 松前・松城小学校, 尋常小学科のみの小学校は小樽・量徳学校 函館・宝小学校 松前・福山女子小学校・熊野小学校・山上小学校, 檜山・柏樹小学校, 根室・花咲小学校である。
- 20 「岩村長官施政方針演説書」(『新撰北海道史』第6巻, 史料2, 北海道庁編纂, 1936年)。
- 21 『新北海道史』第4巻, 通説3, p.409。
- 22 『岩内町史』, 同上, p.219。
- 23 「岩内私学校校則並校名変更之儀伺」および「校則変更概目」より。谷内鴻「資料紹介『私立岩宇同修学舎 高橋常四郎文書』」(國學院大学『國學院大学紀要 第十七巻』, 國學院大学, 1999年)を参照。
- 24 「岩内古宇同修学舎校舎新築寄附金周旋人名」によれば, 例えば, 元岩内古宇郡役所所長・築瀬真精, 呉服店経営・梅沢市太郎, 後の岩内漁業組合頭取・橋本清吉など, 岩内の有力者, 富裕者が名を連ねている。前掲, 谷内鴻「資料紹介『私立岩宇同修学舎 高橋常四郎文書』」を参照。
- 25 岩内町教育委員会編纂『私立岩宇同修学舎 高橋常四郎小伝』(岩内町教育委員会, 1964年)。
- 26 岩内町立岩内東小学校創立百周年記念誌編集委員会編『二世紀に起つ・開校百年記念誌』, 1974年, p.18。
- 27 『岩内町史』, 同上, p.303~304所収。
- 28 1888年4月, 明治政府は「市制・町村制」を公布したが, 「町村制」は「此法律ハ北海道, 沖縄県其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ニ之ヲ施行セズ, 別ニ勅令ヲ以テ其制ヲ定ム」として, 北海道への適用を除外していた。そして1899年に「北海道区制」, 1900年に「北海道一級町村制」, 「北海道二級町村制」が施行された。
- 29 『岩内町史』, 同上, p.335。
- 30 同上, p.343。
- 31~32 島野小学校編, 「我が校の沿革」, 『学校沿革史』,

- 岩内町立岩内西小学校・蔵，年不詳。沿革史には1875年の設立から1976年までの沿革が記載されている。
- 33 同上。「開拓使ノ教則ニヨリ初等・中等・高等ノ三科ヲ置キ，初等中等ノ年限ハ三ヶ年ニシテ六級高等ノ修業年限ハ二ヶ年ニシテ四級何レモ一級半ヶ年ニシテ修了ノ制ナリ（後略）」の記述がある。
- 34 島野小学校編，「我が校の沿革」の「編成」、『学校沿革史』，岩内町立岩内西小学校・蔵，年不詳。
- 35 島野小学校編，「我が校の沿革」の「四 児童」、『学校沿革史』，岩内町立岩内西小学校・蔵，年不詳。島野小の沿革史には在籍者数として1878年から1975年までの在籍児童数，卒業，入学，退学者数が記載されている。年度によって記載されていない部分は表7の空欄部分である。
- 36～37 雷電小学校編，「学校沿革史」、『雷電小学校関係綴』，岩内町立岩内西小学校・蔵，年不詳。
- 38 雷電の「学校沿革史」，および『北海之教育』、『北海道教育雑誌』の人事異動欄から再構成した表9からは創成期から約20年間，教鞭をとった小泉清市（一）郎の存在が目をつく。前半はおよそ教員一名体制，校長は島野の校長と兼任，後半は校長と一名の教員が教鞭をとったものと考えられる。
- 谷内鴻監修，北海道教育会機関誌『北海之教育』・『北海道教育雑誌』復刻版（文化評論，1986）。
- 39 雷電小学校編，「学校沿革史」，同上。
- 40 雷電小学校編，「卒業修業且證書台帳」、『雷電小学校関係綴』，岩内町立岩内西小学校・蔵，年不詳。台帳には1905年から1936年までの在籍児童数，卒業，入学，退学者数が記載されている。年度によって記載されていない部分は表11に空欄部分として示してある。
- 41～42 『岩内町史』，同上，p.445～446。
- 43 『岩内町史』には廃校（『北海道教育雑誌』の人事欄では「休校」となっている。）時の校長の談として「廃校された大きな原因は町財政にあつたらしい」という記述がある。『岩内町史』，p.446。
- 廃校前後の岩内町の経済状況を町史から察すると，ニシン漁による等による産業が，町勢を加速させた背景もあり，明治40年の岩内漁港修築計画に基づき43年から1926年にかけて段階的な開発事業が展開する。総工費約80万に対して，地方費補助の名目で国から約17万，町費から約65万という内訳となった。町費は，事業による興業と人口増による税収をみこんだが，1916年の第2期工事を経た後，1918年には事業が北海道第一次拓殖計画に編入したにも関わらず，翌1917年，町長を筆頭に道議会に「岩内町の財政窮迫と救済請願」を提出するに至った。そこでは「修築工事による港内の漂砂埋没など工事失敗相次ぎ，半面漁況の連年不振

- 等により予定収入に一大齟齬を来し」という記述が認められる。工事が始まった頃より，ニシン漁が次第に下降線をたどり，廃校の年は全道を大冷害が襲った。
- 『岩内町史』，同上，p.420～432，p.483～486。
- 44 表10は『北海之教育』、『北海道教育雑誌』の人事異動欄から再構成した。同上。